

1. 「大阪市教育振興基本計画」(素案) 抜粋

第1編 大阪市の教育改革

第1章 計画の位置づけ

1 計画策定の経過

(国の教育振興基本計画に関する動き)

国においては、教育基本法に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法第17条第1項に基づき、対象期間を平成25年度から29年度とする国の第2期教育振興基本計画が25年6月に策定されました。…

(平成23年3月策定「大阪市教育振興基本計画～“ええとこ”のぼそ大阪の教育～)

(平成25年3月改訂「大阪教育振興基本計画」)

…大阪市は平成24年5月に「大阪市教育行政基本条例」を、同年7月に「大阪市立学校活性化条例」をそれぞれ制定しました。一方で、24年7月には「市政改革プランー新しい住民自治の実現に向けてー」を策定し、「成長は広域行政、安心は基礎自治体」を基本に、大阪にふさわしい大都市制度の実現を見据え、「ニア・イズ・ベター」(補完性・近接性の原理)を追求した新しい住民自治と区政の実現、ムダを徹底的に排除した効果的・効率的な行政運営をめざしてきました。…

(計画の期間1年延長と「施策の大綱」への位置づけ)

…また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、27年4月から施行されたことを踏まえ、大阪市においても、市長が招集し、市長、教育委員会により構成される総合教育会議を設置するとともに、28年2月に開催した総合教育会議においては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、市長が定めるものとされている「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」について、25年3月改訂の大阪市教育振興基本計画をもってこれに代えることとしました。

(新たな計画の策定に向けた検討)

…「市政改革プラン2.0」を平成28年8月に策定…

以上の「市政改革プラン2.0」の策定のほか、28年度には、大阪市において、子どもに関連する二つの大きな取組がありました。一つは幼児教育に関する取組、もう一つは子どもの貧困に関する取組です。

…28年4月から5歳児にかかる幼児教育の無償化を実施…

…26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行…国において「子供の貧困対策に関する大綱」が平成26年8月に策定…大阪市においては、27年3月策定の「大阪市こども・子育て支援計画」…28年2月には「大阪市こどもの貧困対策推進本部」を立ち上げるとともに、同年6月から7月にかけて、貧困や様々な困難を抱えている家庭の状況を知り、それを解決する施策につなぐため「子どもの生活に関する実態調査」を実施…

28年2月より総合教育会議において、次期計画の策定を案件とし、大阪市特別顧問からの助言、…市長と教育委員が協議を進めてきました。また、パブリック・コメントを通じて広く市民の皆様の幅広い意見も反映しながら、内容を検討してきました。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

…25年度から28年度までは「改革の第1ステージ」

## 第2章 教育改革の推進

### 1 教育改革（第1ステージ）の成果と課題

#### (1) 教育改革の成果

##### ・教育行政の仕組みの変革

新たな教育改革として、これまでのいわゆる上位下達 of 教育行政から、校園長や現場に近い区役所が一定の権限を有する分権型の教育行政への転換を図ってきました。また、校園と教育委員会のいずれもが説明責任を果たし、子どもや保護者の判断や選択を支援すること、市民の意向を新たな施策の実施や制度の確立などに、反映していくための仕組みを構築してきました。

##### ▷ 校園長が十分に裁量を発揮できる制度の構築

「運営に関する計画」で定めた目標の達成に必要な予算の措置

教員の公募制度、教員の希望転任制度の拡充

副校長の配置など、学校の組織マネジメント体制の改革

##### ▷ 区の役割強化による分権型教育行政への転換

##### ▷ 保護者・地域住民に開かれた学校づくり

運営に関する計画及び学校評価の結果の公表

全国学力学習状況調査等の結果の公表

##### ▷ 子どもや保護者の判断や選択に応える制度の導入

学校選択制の制度化や指定外就学の基準拡大

教育活動の特色化（校長経営戦略予算・がんばる先生支援事業・施設一体型小中一貫校）

##### ▷ 市民の意向を反映する仕組み

学校協議会の設置

##### ・学びの評価や指導方法の確立

…また、大阪府立高等学校入学者選抜における調査書に記載する評定については、大阪府教育委員会に府内統一ルールの策定を要望するとともに、大阪市としても大阪府から示された府内統一基準によって、中学校間での公平性を担保することに加え、生徒間でも公平性を担保するため、大阪市統一テストを実施しました。…

この問題行動の種類・重篤度と学校等による措置（指導等）を一対一対応させたルールを「学校安心ルール」として整理するなど、事前に明示したルールに基づくぶれない指導の徹底に努めています。

##### ・現役世代への重点投資

…23年度から26年度までの教育関連事業予算の推移を見ると、24年度から、空調機設置、中学校給食、校務支援ICT、学校教育ICTなど新たな事業を進め、年々拡充するとともに、25年度からは、英語イノベーションや校長経営戦略予算、26年度からは生活指導支援員の配置…

##### ▷ 子どもや保護者の期待に応える学校づくり

##### ◆カリキュラムのイノベーション

##### 【学校教育ICT活用事業】

…大阪市スタンダードモデル

##### 【英語イノベーション事業】

…小学1年から中学3年までの9年間を見通した大阪市独自の英語教育カリキュラムの開発と普及を行う必要

##### ▷ 学校現場の負担軽減と校長のマネジメントの確立

◆教職員の校務負担の軽減等

▷ 改革の更なる推進

◆中学校給食の充実に向けた総合的な取組

◆改革の方向性に沿った環境の整備

【普通教室への空調機設置】

## 2. 「教育改革（第1ステージ）の成果 教育行政の仕組みの変革」批判

(1) 「運営に関する計画」（数値目標）←「教育指導の計画」

「全国学力テストを〇〇点アップ」

(2) 区の役割強化による分権型教育行政への転換

区長が市教委の「区担当理事」

橋下徹市長（当時）「必ずこれは教育行政の中に政治が不当介入してきたという話に必ずありますけどもね、政治というのは悪じゃないんですね。」

(3) 全国学力学習状況調査等の結果の公表

「学力テスト体制」の「突撃隊」おおさか維新

「公立中選択制の大阪市 各校の進学先・人数公表 導入 23 区中 18 区」

（朝日新聞 2016 年 9 月 8 日）

市教委部長「地域格差が生まれるのではという懸念があったが、実際、保護者は自分の学校を中心に見ていた。他校との比較からくる苦情ではなく、学校協議会などで学校への支援を申し出ていただけるとの意見が届き、結果的に教委事務局や学校への直接の苦情としては届かなかった。」

(4) 学校選択制（2014 年度導入）

＜利用希望者 2015 年度＞

小学校 5.3%（実際の利用者 4.6%）

中学校 4.0%（実際の利用者 3.1%）

校長経営戦略予算

学校維持運営費を差別配布

施設一体型小中一貫校

学校統廃合の手段

(5) 学校協議会の設置

学校活性化条例 第 9 条（学校協議会）

「区長は、学校協議会が適正に運営されるよう補佐する」

(6) 「素案」が書けなかった「公募校長」

「大阪市の校長『外部』合格 1 人」（朝日新聞 2015 年 10 月 28 日）

「外部からの登用は『民間の感覚を学校に』と、橋下徹市長の肝いりで始まった。だが、初年度採用の 11 人のうち 6 人がセクハラや経歴詐称などで任期の 3 年を待たず離職。15 年春の採用からは経営能力に偏重した人選を改め、教育経験も重視するなど選考方法を変更した。市教委によると、初年度は外部から 928 人が応募したが、翌年以降は 143 人、144 人で推移し、今回は 67 人と前年から半減していた。」

## 3. 「学びの評価や指導方法の確立」批判

大阪府チャレンジテスト

大阪市統一テスト

#### 4. 「現役世代への重点投資」批判

【学校教育ICT活用事業】

【英語イノベーション事業】

##### ○小学校英語教育について

2020年度から全面実施の次期学習指導要領で、小学校5・6年教科化

- ◆成績評価によって自信を失う子、英語嫌いを増やす
- ◆グローバル化でも、英語を仕事として使う人1、2%、たまに使う人1割
- ◆早く学んだほうがよいという学問的根拠や実証データなし
- ◆子どもと教師に負担をかけるだけ
- ◆グローバル企業の要求…グローバルエリート年10万人育成（高卒の1割）

（和歌山大学 江利川春雄 赤旗2016年10月24日）

◇小学校では主として母語を活用して「ことばへの気づき」をしっかりと育成しておくこと。  
英語を学ぶための一番大切な基盤ができあがります。

「ことばへの気づき」…品詞の概念、構造の概念、機能の概念、修飾の概念

◇「ことばへの気づき」は母語の効果的運用という、ひょっとしたらもっと重要な効果をもたらします。

◇母語と違う外国語を学ぶと、母語に対する意識が深まってくるし、広く教養の深化もはかれます。

◇英語教育の早期化、教科化は、英語教育、国語教育を含めた言語教育がいままで以上に悲惨な姿になってしまう可能性が高いといえます。

（明海大学 大津由紀雄 赤旗2016年10月25日）

#### 5. 「大阪市教育振興基本計画」（素案） 抜粋その②

##### 3 第2ステージにむけた改訂にあたっての「最重要目標」

##### 3-1 2つの「最重要目標」

##### (1) 子どもが安心して成長できる安全な社会（学校園・家庭・地域）の実現

…我が国の子どもの貧困の状況は先進国の中でも厳しく、本市においては、就学援助を受けている児童生徒が在籍している割合が、全国に比べて多い…本市の子どもたちの規範意識や自尊感情は、全国に比べて低い状況にあることから、全ての基礎となる幼児期から、小・中学校を通じた義務教育修了までの期間に、基本的な道徳心・規範意識を培い、いじめや暴力を許すことのないルールを徹底するとともに、自分の学ぶ権利とあわせて、他の児童生徒の安心・安全と教育を受ける権利を重んじる態度を、子どもたちの中に育むことが重要です。社会のルールを理解し自律する力、他者を尊重し思いやる心、適切な人間関係を図るコミュニケーション能力、多様性を受け入れる力など、子どもたちの道徳心・規範意識の醸成に努めます。

##### (2) 心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓くための学力・体力の向上

…自己の判断と責任のもとに国際社会において力強く生きていける人間を育みます。具体的には、グローバル化する社会を生きる子どもたちの可能性を広げるツールとなる英語を身につける教育や、論理的思考能力をつける上で大きな役割を果たす理数教育、心身ともに健康で活力のある生活を送るための基礎となる体力、郷土「大阪」に愛着が持てるよう大阪の歴史や文化を生かした教育などを推進し、子どもたちに必要な力の育成にあたります。

##### 3-2 2つの「最重要目標」を達成するために重点的に取り組むべき施策

##### (1) 全ての基礎となる幼児教育の普及と質の向上

- (2) 安全で安心できる学校、教育環境の実現
- (3) 道徳心・社会性の育成
- (4) 国際社会において生き抜く力の育成
- (5) 子ども一人一人の状況に応じた学力向上への取組
- (6) 健康や体力を保持増進する力の育成
- (7) 地域に開かれた学校づくりと生涯学習の支援
- (8) 施策を実現するための仕組みの推進

## 6. 2つの「最重要目標」批判

大阪市民の貧困をつくり出している行政の責任、30人学級をかたくなに拒否するなど教育行政の貧困を棚上げにし、自尊感情の低さを子どもの責任としている。従って、出てくる方針は、基本的な道徳心・規範意識の醸成。社会のルールを理解し自律する力。

「幼児教育から高校教育までの各段階に応じた…自己の判断と責任のもとに国際社会において力強く生きていける人間を育みます。」としている。

「具体的には、グローバル化する社会を生きる子どもたちの可能性を広げるツールとなる英語を身につける教育や、論理的思考能力をつける上で大きな役割を果たす理数教育」の重視。

## 7. 「重点的に取り組むべき施策」批判

- (1) 幼児期における規範意識、知・徳・体のバランス
- (2) 「学校安心ルール」管理と排除、厳罰主義
- (3) 幼児期、小・中通した道徳心・社会性の育成
- (4) 英語イノベーション事業、公設民営学校の設置
- (5) 小学校学力経年調査、中学校統一テスト、競争教育
- (6) 食育にほど遠い中学校給食、栄養教諭未配置
- (7) 公募区長による学校教育介入がこの間の経過
- (7) 「教員が逃げる」制度の更なる改悪、学校統廃合

## 8. 「大阪市教育振興基本計画」(素案) 抜粋その③

### 4 施策の実施のための基本となる視点

#### (1) 課題と成果の見える化

…数値で表すことのできる教育の成果については見える化を行い、その上で評価し公表…

#### (2) 改革の更なる浸透

本市では、教育行政基本条例、学校活性化条例の趣旨に則り、…

#### (3) 支援の重点化

本市では、教育改革を進める中、「ニア・イズ・ベター」(補完性・近接性の原理)に基づき、区長を区担当教育次長として位置付け、地域に身近な区が、区民の声をくみ取りながら施策を実施する分権型教育行政を推進してきました。

### 第3章 計画の進め方

#### 1 連携協力の推進

学校協議会の運営については、各区役所が運営状況の把握など、学校協議会の運営の補佐の役割を果たすことなどにより充実してきましたが、各区で行っている保護者・区民等の参画のための会議との有機的な連携を図るなど、更なる工夫をしていきます。

## 2 総合教育会議（有識者による検証、現場教職員の参画）

大阪市においては、すでに平成 26 年度から全国に先駆け、適切な役割分担の下、教育施策の充実を図るため、課題への対応について検討するとともに、施策の実施に必要な調整を行うことを目的とした市長と教育委員会との協議の場を設けてきました。その後、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正されて、このような協議は制度化されました。大阪市も 27 年 4 月、市長が招集し、市長、教育委員会により構成される総合教育会議を設置しました。法律に基づくこの総合教育会議において、市長と教育委員会は、重要な教育施策について協議、調整を行うことにより、教育施策の方向性を共有し、一致してその執行に当たります。

## 3 分権型教育行政による計画の推進

区長を区担当教育次長とし、大阪市として一元的に実施していくことが必要な事務を除き、区内における教育長の一定の権限と責任を分担し、教育委員会事務局職員を兼ねる職員を区役所に配置します。

…区担当教育次長が教育施策及び事業のみならず、区長、区シティ・マネージャーとしての所管に属する教育関連分野の施策及び事業も併せて施策等に反映させ、学校や教育コミュニティへの力強いサポートを行います。

…市長のリーダーシップの下、教育委員会、関係局及び区がしっかりと連携し、保護者や地域の力を合わせ、社会総がかりで教育を行っていきます。

## 9. 総合教育会議、分権型教育行政批判

### ○教育委員会制度を改悪する地教行法

教育への政治介入を強める三つのしかけ ①教育にかんする総合的な施策の大綱を自治体の長が定めることを可能にしている、②教育委員会の上に首長直属の「総合教育会議」を設ける、③新教育長を首長が直接任命できる

○このしかけは、大阪市において先取りされていることが全国に広がるように見えるが、重要な事は、教育委員会の権限を首長が取り上げるのではなく、国がおし進めたい教育が今より強い力で現場におりてくるということ。侵略戦争美化の教科書、道徳教育、学力テストの結果公表、土曜授業など安倍政権の狙いを全ての学校に押し付けるための法改正であり、「戦争する国」の人づくりがその本質。

○一般行政から教育行政を独立させた戦後教育の出発点を覆し、戦前の教育を「再生」させてはならない。

### ○公募校長、公募区長による学校教育介入—学校活性化条例

### ○公募校長擁護で明らかになった、橋下市長の地域破壊の狙い

- ・公募校長、初年度 2013 年度着任 11 人中 6 人辞職
- ・学校活性化条例の校長を「原則公募とする」を「公募できる」とする改正案可決 2014 年 5 月市会（橋下市長の再議権の行使により否決され改正されず）
- ・橋下市長市長会見（2014 年 4 月）「外部の公募校長が大金星」、「教育現場は感覚おかしい」、「日本の学校はまともな組織になっていない」と校内人事問題にすり替え一部マスコミもつかい学校を攻撃。「PTAは学校運営については口は出せません。それは勘違いしています。…学校運営について意見を述べるのは学校協議会です。PTAじゃありません。」と言い放ち、地域の取り組みを否定。（宮城登「戦後教育の出発点、一般行政からの独立が危ない」『おおさかの住民と自治』2014 年 8 号より）